

2-1 浄化槽法とは、どのような内容の法律ですか。

1 浄化槽法の概要

浄化槽法は、「浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」を目的として、昭和58年に制定された法律です。

浄化槽法では、浄化槽の製造、設置、保守点検及び清掃の各段階での必要な規制をするとともに、これを実体面で担保するため、浄化槽工事業及び浄化槽保守点検業の登録制度や浄化槽清掃業の許可制度、浄化槽設備士や浄化槽管理士といった制度を整備し、浄化槽業務に携わる者の身分と責任、業務内容を明確化しています。

2 浄化槽法の内容

浄化槽法の主な内容は以下のとおりであり、法の構成及び体系を次のページに示します。

- (1) 浄化槽の構造は、建築基準法等に定める基準によるものとし、浄化槽の工事、保守点検及び清掃については、技術上の基準に従って行わなければならない。
- (2) 浄化槽の設置によって水洗化使用とする場合等においては、県知事及びこれを経由して特定行政庁に届け出なければならない。
- (3) 浄化槽管理者は、使用開始後3ヶ月を経過したときから5ヶ月以内と毎年1回定期に、指定検査機関による水質に関する検査を受けなければならない。
- (4) 浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (5) 浄化槽工事業を営もうとする者は、営業所ごとに浄化槽設備士を配置し、かつ、県知事の登録（又は届出）を受けなければならない。
- (6) 浄化槽清掃業を営もうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。
- (7) 浄化槽工事を实地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検に従事する浄化槽管理士の資格を定める。
- (8) 都道府県知事は、浄化槽の保守点検を業とする者について、条例により登録制度を設けることができる。

3 浄化槽法改正の動き

浄化槽の社会的役割の高まりに伴い、浄化槽法が大幅に改正され、平成18年2月1日から施行されました。具体的には、浄化槽使用廃止届の義務化や法定検査の未受検者に対する罰則の創設、水質基準の明確化などが挙げられます（詳しくはp.14を参照してください）。



浄化槽法の構成

第1章	総則（第1条～第4条）
第2章	浄化槽の設置（第5条～第7条の2）
第3章	浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等（第8条～第12条の2）
第4章	浄化槽の型式の認定（第13条～第20条）
第5章	浄化槽工事業に係る登録（第21条～第34条）
第6章	浄化槽清掃業の許可（第35条～第41条）
第7章	浄化槽設備士（第42条～第44条）
第8章	浄化槽管理士（第45条～第47条）
第9章	条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度（第48条）
第10章	雑則（第49条～第58条）
第11章	罰則（第59条～第68条）

浄化槽法の体系

